

県外の医療機関で妊婦一般健康診査を受けられる方へ

里帰りや仕事の都合により県外医療機関を受診した場合、市から受診費用の一部（上限がありますので、超えた部分は自己負担になります）が助成されます。

<費用請求までの手順>

1. 申請について

- 妊娠届出時にお渡しした「妊婦一般健康診査 県外の医療機関での実施について（申請）」の用紙に必要事項を記入して保健センターまでお持ちください。
- 妊婦一般健康診査県外受診等補助金交付申請書（様式第2号-1）をお渡しします。
- 県外受診のための依頼文書は後日郵送します。

持ち物

- 記入済みの「妊婦一般健康診査 県外の医療機関での実施について（申請）」の用紙
- 未使用の妊婦一般健康診査受診票

2. 県外での健康診査に必要なもの

- 実施医療機関宛の依頼文書
- 母子手帳
- 健康保険証
- 自己負担分費用
- 妊婦一般健康診査受診票（受診日、医療機関名を記入してもらってください）



3. 費用の請求：事前に来所日を連絡してください。

健診終了後、下記①～⑥を保健センターへ持参し手続きを行って下さい。

- ① 県外受診等補助金交付申請書（様式第2号-1）
- ② 妊婦一般健康診査に要した費用の額を証する領収書（明細書がある方はそれもお持ち下さい）
- ③ 母子手帳（健診を受けた証明としてコピーをとらせていただきます）
- ④ 妊婦一般健康診査受診票
- ⑤ 振込口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ⑥ 印鑑



4. 注意事項

* 県外での健診終了後、書類が全て揃いましたら、**90日以内に補助金申請の手続き**をお願いします。

* 諏訪市外へ住民票を異動される場合、異動日前日までの受診分が請求の対象となります。



<問い合わせ先>

〒392-0027

諏訪市湖岸通り 5-12-18

諏訪市保健センター

（諏訪市役所 健康推進課）

TEL：0266-52-4141（内線 592）